

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称
鹿児島県鹿児島郡三島村

2 構造改革特別区域の名称
みしま村芋焼酎特区

3 構造改革特別区域の範囲
鹿児島県鹿児島郡三島村の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 地勢

三島村（以下「本村」という。）は、薩摩半島最南端の長崎鼻から南南西に約 40 km の竹島、硫黄島、黒島と無人の昭和硫黄島や数個の岩礁から構成されている。このあたりは南西諸島の最北部に位置し、年平均気温は 19.4 度（最高 28.8 度、最低 10.6 度）とかなり温暖で真冬でも滅多に雪は降らない地域である。どの島も海洋島としては降水量が多く、特に黒島では年間 3,100 mm あまりの降雨がある。

国指定天然記念物である亜熱帯植物群落やカルデラ地形、温泉など稀有な自然条件に恵まれている。

(2) 人口

人口は、2010 年から 2013 年の 4 年平均を見ると自然減が 2.7 人、社会減が 7 人となっており、人口減に歯止めをかけるには、これまでの人口動向からみると毎年 10 人以上の増加を図る必要があり、自然減を最小限にとどめ、社会増につながる施策を展開する必要がある。

本村では、定住促進対策として子牛 1 頭や支度金 10 万円の支給、移住後 3 年間の生活助成金の支給等の積極的な支援策を 2013 年に打ち出した結果、人口は 2013 年の 345 人を底にやや増加し、2016 年 12 月時点では 380 人となっている。

(3) 産業

村内では、畜産（肉用子牛の肥育）と漁業、公共工事を中心とする建設業が主な産業であるが、大名竹の子や多種多様な柑橘類も特色のある農産

物である。国指定天然記念物である亜熱帯植物群落やカルデラ地形、温泉など稀有な自然条件に恵まれており、毎年夏に行われるミシマカップヨットレース、地区伝統の祭りなどの保存も行われている。また、西アフリカの打楽器ジャンベを通じた地域振興も行われている。歌舞伎「俊寛」の舞台となっており、第十八代中村勘三郎の来島講演なども行われてきた。また近年では特異な自然を活かして日本ジオパークの認定を受け、これを通じた観光客増加の対策を行っている。

(4) 地域の課題

畜産業が主な産業となっており、ほかの仕事としては、県の職員と役場職員の公務員か発電所職員と郵便局職員と建設業民間業者しか仕事が無い。配偶者を除くとマンパワーが非常に足りない地域で、高齢化率も高く、全国的にも人口が非常に少ない離島地域である。人口を増やすためには、I・J・U ターンの定住者を受け入れることが必要である。

しかしながら、定住者を受け入れても、生活するための仕事がなく、企業誘致する環境も整っておらず、また、週4便の村営船のみの交通手段しかないで、民間が参入するには非常に厳しい現状である。その状況の中、地域が中心となり、企業組織を作り定住者への仕事作りをすることが必要である。

5 構造改革特別区域計画の意義

本村は、黒島を中心として焼酎の原料に最適なサツマイモの生産に取り組んでおり、これまで島外の醸造所に生産委託し、芋焼酎「みしま村」を生産している。「みしま村」は1本当たり900ml入りで1800円であるが、毎年限定生産する2000本は即日完売する人気商品となっている。結果、従来2トンであったサツマイモの生産量が平成28年度ベースで3.5トンまで拡大している。また、休耕地が多く見られることから更なる増産が見込める。

こうした状況を踏まえ、人口増に投資するための雇用の場として、地元でサツマイモを原料にした特産品しょうちゅう蔵を整備する計画である。

6 構造改革特別区域計画の目標

三島村直営の特産品しょうちゅう蔵を黒島に建設し、黒島を中心とした村内で生産された希少な品種のサツマイモと黒島の美味しい水を使って単式蒸留焼酎の生産を行い、三島村の3島を中心に現地販売を行う。また、見学可能なしょうちゅう蔵とし、新たな島の観光スポットとしても活用し新たな観光需要の喚起を行う。

現在のサツマイモの生産量では、製造できる数量に限りがあるため、村内

の休耕地の活用や狭小農地の区画整理や農道整備、新規就農者の確保等により、サツマイモの生産体制を強化する。これにより、島の農業の活性化も行う。このサツマイモの生産量の増加政策と合わせて現地醸造化により新たな雇用を生み出すことを目的とする。

・平成 30 年度目標

販売本数 4,000 本 (900ML/1 本), 売上総額 6,064,000 円,
経常利益 730,590 円, 常勤雇用 1 名, 期間雇用 2 名,

・平成 32 年度目標

販売本数 6,000 本 (900ML/1 本), 売上総額 9,096,000 円,
経常利益 1,727,880 円, 常勤雇用 1 名, 期間雇用 4 名,

・平成 34 年度以降

販売本数 11,111 本 (900ML/1 本), 売上総額 17,727,000 円,
経常利益 5,994,264 円, 常勤雇用 1 名, 期間雇用 9 名,

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

小規模離島であり制約された条件である三島村では、就業機会が限られており、特産品しょうちゅう蔵を整備することで、新規移住者や高齢者の雇用機会の創出になる。

また、島で栽培されてきたサツマイモは、一部本土の酒造会社に委託製造用の焼酎原料として出荷されてきたが、その殆どは自家消費されてきた。現地に特産品しょうちゅう蔵を建設し、高付加価値化したサツマイモの栽培を推進することで衰退している耕種農業の活性化を図る。

あわせて、焼酎製造過程で生じる副産物（かす）を畑の肥料や牛の飼料に活用することで畜産農家への効果の拡大も図る。

村内で栽培された希少な品種のサツマイモおよび黒島の美味しい水を原料とした付加価値の高い焼酎を製造することで村を代表する特産品として位置付けが可能となり、村内小売業者の活性化を図るとともに特産品しょうちゅう蔵を見学可能な施設とするなど観光コンテンツ化の要素を組み込むことで、新たな観光スポットとし観光誘客につなげる。

8 特定事業の名称

番号	特定事業の名称
709 (710、711)	特産酒類の製造事業

(別紙)

- 1 特定事業の名称
709 (710、711) 特産酒類の製造事業
- 2 当該規制の特例措置を受けようとする者
構造改革特別区域内において生産される地域の特産物として指定された農産物（サツマイモ又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるもの）を主たる原料とした単式蒸留焼酎を製造しようとする者
- 3 当該規制の特例措置の適用の開始日
本構造改革特別区域計画の認定を受けた日
- 4 特定事業の内容
 - (1) 事業に関与する主体
上記 2 に掲載の者で、酒類製造免許を受けた者
 - (2) 事業が行われる区域
鹿児島県鹿児島郡三島村の全域
 - (3) 事業の実施期間
上記 2 に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降
 - (4) 事業により実現される行為や整備される施設
上記 2 に記載の者が、構造改革特別区域内において生産される地域の特産物として指定された農産物（サツマイモ又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるもの）を主たる原料とした単式蒸留焼酎の製造・販売を通じて地域の活性化を図るために単式蒸留焼酎を製造する。
- 5 当該規制の特例措置の内容
当該規制の特例措置により、構造改革特別区域において、三島村長が地域の特産物として指定した農産物（サツマイモ又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるもの）を主たる原料とした単式蒸留焼酎を製造しようとする場合には、酒類製造免許に係る最低製造数量基準は適用されず、小規模な主体でも酒類製造免許を受けることが可能になる。
これにより、小規模離島で就業機会が限られた条件である本村では、当該特定事業の実施により、新規移住者や高齢者の雇用機会の創出につながる。
また、島で栽培されてきたサツマイモは、一部本土の酒造会社に委託製造用の焼酎原料として出荷されてきたが、その殆どは自家消費されてきた。当

該特定事業を実施し、高付加価値化したサツマイモの栽培を推進することで衰退している耕作農業の活性化を図る。

付加価値の高い単式蒸留焼酎を製造することで村を代表する特産品としての位置付けが可能となり、村内小売業社の活性化を図るとともに観光コンテンツ化の要素を組み込むことで、新たな観光スポットとし観光誘致につなげる。

なお、当該特定事業により酒類の製造免許を受けた場合も、酒税法の規定に基づき酒税の納税義務者として必要な酒税額等の申告納税及び酒類の製造、移出等に関する各種記帳等を行う義務が発生するとともに、税務当局の検査及び調査の対象とされる。

また、本村は、無免許製造を防止するために制度内容の周知を行うとともに、特産酒類の製造免許を受けた者が酒税法の規定に違反しないよう、指導及び支援を行う。

更に、構造改革特別区域内の農産物等を原料としていることを明らかにするため、特産品である原料の仕入れ先や、原料の原産地を帳簿等に記載するほか、仕入れ先が発行する原料の原産地が記載された納品書等を保存等するよう指導を行う。

本村は、当該特定事業について、実施主体の事業計画案を確認し、酒税が適切に納税できる事業計画案となるよう、必要に応じて指導を行う。